

特定非営利活動法人 合氣武道機構

定款

制定： 令和8年7月6日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 合氣武道機構と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、合気道の中核たる武産合氣を基盤とした伝統武道の継承及び発展に関する事業を行うとともに、武道を通じた心身の鍛錬と人間形成を図り、学童・学生に対する学習支援や社会人に対する生涯学習並びに学び直し等の「文武両道」を推進する教育活動を通じて、健康寿命の延伸、社会参加意欲及び働く意欲の醸成並びに心身の健康増進を支援することを目的とする。

あわせて、障害者支援、国内外の武術及び関連分野の学術研究、健康増進や教育支援に資する科学技術・機器・材料の研究開発及び普及活動、並びに雇用機会の創出を通じた社会の活性化に資する活動を行い、もって社会全体の幸福と持続的な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 子どもの健全育成を図る活動
5. 科学技術の振興を図る活動
6. 経済活動の活性化を図る活動
7. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 合気道その他伝統武道の指導、普及、演武会、講習会及び大会の開催事業
- ② 合気道その他伝統武道の称号並びに段位級位の審査、認定及び発行事業
- ③ 武道の精神に基づく学習支援、社会教育、生涯学習及び青少年健全育成事業
- ④ 障害者支援、高齢者の介護予防、市民の健康増進及び健康寿命延伸に関する事業
- ⑤ 伝統武道、教育及び健康増進に関する用品、教材及び用具の頒布並びに普及事業

- ⑥ 国内外の武術、教育、健康、福祉並びに材料、機械器具、情報システムその他科学技術に関する調査研究、開発、普及、学術振興及び研究支援事業
- ⑦ 産業人材の育成、職業能力の開発及び雇用機会の創出による地域経済活性化事業

(2) その他の事業

- ① 企業その他の機関との連携による、健康増進、福祉又は教育支援に資する材料、機械器具、情報システムその他研究成果の製品化、販売及び技術提供事業

2 前項第2号(その他の事業)に掲げる事業は、同項第1号(特定非営利活動に係る事業)に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(活動組織)

第6条 この法人は、その目的を達成するため、惟神之道 武産合氣會その他必要な団体、機関又は活動組織と連携し、事業を行うことができる。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営に参画する個人

(2) 活動会員

この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加又は協力する個人又は団体

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助する個人又は団体

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 武道活動その他法人の事業に参加する者の負担金、受講料、その他必要な費用については、それぞれの事業に関する規程で定める。

（会員の資格の喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）理事長に退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）会費を期日までに納入せず、督促後なお6ヶ月以上納入しないとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 3人以上10人以内
- （2）監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事長をもってこの法人を代表する。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免し、
その他の職員は理事長が理事会の方針に基づき任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他理事会が総会に付議することを適当と認めた事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン会議システム等を利用して開催するときは、その出席方法）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の3以上（書面表決・委任状を含む）の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録（電子メール等）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項及び第30条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名（電子署名を含む。）又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした

ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 規程及び細則の制定改廃
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 事務局長の任免及び職員の給与等に関する事項
- (7) 法人の事業執行及び運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン会議システム等を利用して開催するときは、その出席方法）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名（電子署名を含む。）又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした理事の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立の時の財産目録に記載された資産
- （2）入会金及び会費
- （3）寄附金品
- （4）財産から生じる収益
- （5）事業に伴う収益
- （6）その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

2 定款の変更は、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けなければその効力を生じない。

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法令により官報への掲載が必要とされる場合は、官報に掲載して行う。

第10章 施設等

(施設等の設置)

第56条 この法人は、理事会の議決を経て、その事業を実施するために必要な事務所、施設その他の拠点を設置することができる。

第11章 雑則

(施行細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

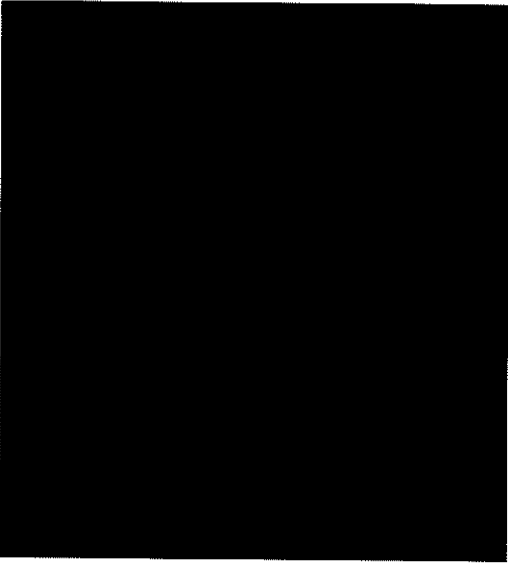
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	崎川 伸基
理事	松原 和平
理事	宮宇地 政人
監事	川染 奈緒

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年（2028年）の通常総会終結時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、設立総会において別に定める額とする。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 合氣武道機構

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事 長	さきかわ のぶき 崎川 伸基		無
理 事	まつばら かずへい 松原 和平		無
理 事	みやうち まさと 宮宇地 政人		無
監 事	かわそめ なお 川染 奈緒		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人 合氣武道機構
設 立 代 表 者 崎 川 伸 基

1 設 立 の 趣 旨

現代の日本社会は、少子高齢化、地域社会のつながりの希薄化、心身の健康問題及び教育を取り巻く様々な課題に直面しています。このような状況の中で、人々が心身ともに健康で、自ら学び成長し、地域社会の一員として活躍できる環境づくりが求められています。

私たちは長年にわたり、合氣道団体「惟神之道 武産合氣會」として、合氣道の修行及び指導を通じた人間形成と地域貢献に取り組んでまいりました。その活動の中で、武道による心身の鍛錬が、礼節、自律心、協調性及び挑戦する心を育み、青少年の健全育成や生涯にわたる健康づくりに大きく寄与することを実感してまいりました。

本法人は、その活動の根幹理念として「武産合氣」の精神を掲げます。武産合氣とは、人と人、人と社会が調和しながら万物、そして新たな価値を産み出していく創造的な理念であり、本法人はその理念を現代社会に活かした公益活動を推進してまいります。

特に本法人は、「文武両道」の実践を重要な概念として位置付けます。文とは学びを通じた知識と判断力の修得であり、武とは心身の鍛錬を通じた礼節、自律心及び行動力の涵養です。私たちは、これらを通じて社会に貢献できる人材の育成を目指します。

文と武は別々に存在するものではなく、有機的に結びつき相互に高め合うことで、豊かな人間性と実践力を備えた人材が育まれるものと考えます。そして、「武産合氣」の精神がその実践を支え、導くものと考えています。

これらの考え方にに基づき、以下の活動に取り組みます。

第一に、青少年の健全育成及び学習支援に取り組みます。合氣道による心身の鍛錬と学習支援活動を通じて、基礎学力の向上、学習習慣の定着及び主体的に学ぶ姿勢を育み、将来への希望と志を持った次世代の育成に努めます。

第二に、全世代を対象とした健康増進及び福祉活動に取り組みます。武道の身体操作や運動習慣を活用し、健康寿命の延伸、介護予防及び障害者支援に寄与し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

第三に、社会人の生涯学習及び学び直しを支援します。変化の激しい社会に対応するための学習機

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和9（2027）年3月31日まで

特定非営利活動法人 合氣武道機構

I 事業の実施方針

本法人は、日本の伝統武道である合氣道及び「武産合氣」の理念に基づく武道教育活動を通じて、青少年の健全育成、地域住民の健康増進、生涯学習の推進ならびに地域交流の促進に寄与することを目的とする。

初年度においては、大阪府吹田市を主たる活動拠点とし、香川県高松市・丸亀市、兵庫県神戸市等における既存活動を基盤として、地域に根ざした合氣道指導活動を継続的に実施する。

また、演武交流活動を通じて地域社会との交流を深めるとともに、将来的な学習支援活動の実施に向け、物件調査、教材研究及び運営体制整備等の準備を行う。

さらに、継続的な団体運営を実現するため、指導員の育成及び運営体制の整備を進める。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 合氣道その他伝統武道の指導、普及、演武会、講習会及び大会の開催事業

【内 容】「武産合氣」の理念に基づく合氣道指導。吹田、高松、神戸、丸亀の各拠点での定期稽古の実施。

【実施場所】大阪府吹田市、香川県高松市・丸亀市、兵庫県神戸市の公的施設及び提携道場

【実施日時】吹田：週3回、高松：週1回、神戸：週1回、丸亀：週1回

【事業の対象者】門下生（青少年から一般・高齢者まで）及び入門希望者

【収 益】1, 275千円（指導料・入門金・演武関連収入・保険料等）

【費 用】788千円（会場借用料・旅費交通費・謝金・保険料等）

(2) 合氣道その他伝統武道の称号並びに段位級位の審査、認定及び発行事業

【内 容】認定基準制定、昇級昇段審査の実施。認定証発行。

【実施場所】大阪府吹田市、香川県高松市・丸亀市、兵庫県神戸市の各拠点及び公的施設

【実施日時】随時

【事業の対象者】門下生（青少年から一般・高齢者まで）

【収 益】45千円（審査・認定料等）

【費 用】24千円（会場借用料・旅費交通費・審査諸費等）

(3) 武道の精神に基づく学習支援、社会教育、生涯学習及び青少年健全育成事業

【内容】学習支援活動実施に向けた準備として、物件調査、教材研究、運営体制整備等を行う。

【実施場所】主たる事務所その他活動拠点等

【実施日時】随時

【事業の対象者】児童、生徒、保護者等

【収益】0千円

【費用】200千円（開室諸経費・募集費・備品費等）

(4) 障害者支援、高齢者の介護予防、市民の健康増進及び健康寿命延伸に関する事業

【内 容】合氣道指導事業を通じて、市民の健康増進及び健康寿命延伸を推進するとともに、将来的な介護予防及び障害者支援事業の実施に向けた検討を行う。

【実施場所】主たる事務所その他活動拠点等及び提携先

【実施日時】随時

【事業の対象者】一般市民

【収 益】0千円

【費 用】0千円

(5) 伝統武道、教育及び健康増進に関する用品、教材及び用具の頒布並びに普及事業

【内 容】武道用品、教材等の頒布及び斡旋を行う。

【実施場所】主たる事務所及び各活動拠点

【実施日時】随時

【事業の対象者】門下生及び一般希望者

【収益】196千円（教材・用品頒布収入等）

【費用】182千円（仕入費・通信費等）

(6) 国内外の武術、教育、健康、福祉並びに材料、機械器具、情報システムその他科学技術に関する調査研究、開発、普及、学術振興及び研究支援事業

【内 容】武術、教育及び健康に関する情報収集、文献調査及び研究活動の準備を行う。また、材料、機械器具及び情報システム等の開発に向けた調査研究を行う。

【実施場所】主たる事務所その他活動拠点等及び提携先

【実施日時】随時

【事業の対象者】一般市民

【収 益】0千円

【費 用】30千円

(7) 産業人材の育成、職業能力の開発及び雇用機会の創出による地域経済活性化事業

【内 容】準備期間とし、地域社会における人材育成及び雇用創出に関する情報収集、調査研究等を行う。

【実施場所】主たる事務所その他活動拠点等及び提携先

【実施日時】随時

【事業の対象者】一般市民

【収 益】0千円

【費 用】10千円

2 その他の事業

(1) 企業その他の機関との連携による、健康増進、福祉又は教育支援に資する材料、機械器具、情報システムその他研究成果の製品化、販売及び技術提供事業

【内 容】本年度は実施しない。

【実施場所】－

【実施日時】－

【事業の対象者】－

【収 益】0千円

【費 用】0千円

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 合氣武道機構

I 事業の実施方針

翌年度においては、設立初年度の活動実績を踏まえ、合氣道指導活動及び地域交流活動の安定化を図るとともに、学習支援活動の試験的实施及び活動拠点整備の具体化を進める。
また、指導員育成体制の強化を行い、地域ごとの継続的活動基盤の確立を目指す。
学習支援事業について物件確定次第開始する予定である。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 合氣道その他伝統武道の指導、普及、演武会、講習会及び大会の開催事業

【内 容】「武産合氣」の理念に基づく合氣道指導。吹田、高松、神戸、丸亀の各拠点での定期稽古の実施。

【実施場所】大阪府吹田市、香川県高松市・丸亀市、兵庫県神戸市の公的施設及び提携道場

【実施日時】吹田：週3回、高松：週1回、神戸：週1回、丸亀：週1回

【事業の対象者】門下生（青少年から一般・高齢者まで）及び入門希望者

【収 益】2,495千円（指導料・入門金・演武・保険料等）

【費 用】2,307千円（会場借用料・旅費交通費・賃料・水道光熱費・道場設備費・謝金・保険料・減価償却費等）

(2) 合氣道その他伝統武道の称号並びに段位級位の審査、認定及び発行事業

【内 容】認定基準制定、昇級昇段審査の実施。認定証発行。

【実施場所】大阪府吹田市、香川県高松市・丸亀市、兵庫県神戸市の各拠点及び公的施設

【実施日時】随時

【事業の対象者】門下生（青少年から一般・高齢者まで）

【収 益】90千円（審査・認定料等）

【費 用】48千円（会場借用料・旅費交通費・審査諸費等）

(3) 武道の精神に基づく学習支援、社会教育、生涯学習及び青少年健全育成事業

【内 容】学習支援活動を実施するとともに、教材研究及び運営体制の充実を図る。

【実施場所】主たる事務所その他活動拠点等

【実施日時】随時

【事業の対象者】児童、生徒、保護者等

【収益】681千円

【費用】932千円（調査費・教材研究費・準備費・減価償却費等）

(4) 障害者支援、高齢者の介護予防、市民の健康増進及び健康寿命延伸に関する事業

【内 容】健康増進及び介護予防に関する情報収集、調査研究及び実施方法の検討。

【実施場所】主たる事務所その他活動拠点等及び提携先

【実施日時】随時

【事業の対象者】一般市民

【収 益】0千円

【費 用】20千円

(5) 伝統武道、教育及び健康増進に関する用品、教材及び用具の頒布並びに普及事業

【内 容】従来の武道用品、教材等の頒布及び斡旋を行うとともに、新たな用具の導入にむけた準備を行う。

【実施場所】 主たる事務所及び各活動拠点

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 門下生及び一般希望者

【収益】 392千円（教材・用品頒布収入等）

【費用】 364千円（仕入費・通信費等）

(6) 国内外の武術、教育、健康、福祉並びに材料、機械器具、情報システムその他科学技術に関する調査研究、開発、普及、学術振興及び研究支援事業

【内 容】 武術、教育及び健康に関する情報収集、文献調査及び研究活動の準備を行う。また、材料、機械器具及び情報システム等の開発に向けた調査研究を行う。

【実施場所】 主たる事務所その他活動拠点等及び提携先

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0千円

【費 用】 50千円

(7) 産業人材の育成、職業能力の開発及び雇用機会の創出による地域経済活性化事業

【内 容】 地域における人材育成及び雇用創出に関する調査研究を行うとともに、学習支援事業との連携による人材育成のあり方を検討する。

【実施場所】 主たる事務所その他活動拠点等及び提携先

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0千円

【費 用】 10千円

2 その他の事業

(1) 企業その他の機関との連携による、健康増進、福祉又は教育支援に資する材料、機械器具、情報システムその他研究成果の製品化、販売及び技術提供事業

【内 容】本年度は実施しない。

【実施場所】 -

【実施日時】 -

【事業の対象者】 -

【収 益】 0千円

【費 用】 0千円

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

初年度活動予算書

設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 合氣武道機構

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			0
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
受取公的助成金	0		0
4. 事業収益			
合気道指導・演武等収益	1,220,000		1,220,000
審査・講習収益	45,000		45,000
武道具用品・教材頒布収益	196,000		196,000
学習支援事業収益	0		0
5. その他収益			
預り保険料	55,000		55,000
雑収益	0		0
経常収益計	1,516,000	0	1,516,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
謝金	130,000		130,000
人件費計	130,000	0	130,000
(2) その他経費			
施設使用料	273,000		273,000
地代家賃	0		0
教室準備費	200,000		200,000
水道光熱費	0		0
旅費交通費	290,000		290,000
演武交流費	40,000		40,000
武道具用品仕入	182,000		182,000
安全保険料	55,000		55,000
調査研究・検討費	40,000		40,000
雑費	24,000	0	24,000
備品費	0		0
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
その他経費計	1,104,000	0	1,104,000
事業費計	1,234,000	0	1,234,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0

(2) その他経費			
施設・会議費	0		0
旅費交通費	0		0
事務用品費	5,000		5,000
通信費	0		0
水道・光熱費	0		0
支払手数料	40,000		40,000
雑費	5,000		5,000
減価償却費	0		0
その他経費計	50,000	0	50,000
管理費計	50,000	0	50,000
経常費用計	1,284,000	0	1,284,000
当期経常増減額	232,000	0	232,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	232,000	0	232,000
設立時正味財産額			700,000
次期繰越正味財産額			932,000

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 合氣武道機構

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			0
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			0
受取民間助成金	0		0
受取公的助成金	0		0
4. 事業収益			0
合氣道指導・演武・講習収益	2,440,000		2,440,000
審査・講習収益	90,000		90,000
武道具用品・教材頒布収益	392,000		392,000
学習支援事業収益	681,000		681,000
5. その他収益			0
預り保険料	55,000		55,000
雑収益	0		0
経常収益計	3,658,000	0	3,658,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
謝金	260,000		260,000
人件費計	260,000	0	260,000
(2) その他経費			
施設使用料	547,000		547,000
地代家賃	1,080,000		1,080,000
教室諸経費	267,000		267,000
水道光熱費	48,000		48,000
旅費交通費	579,000		579,000
演武交流費	80,000		80,000
武道具用品仕入	364,000		364,000
安全保険料	55,000		55,000
調査研究・検討費	80,000		80,000
雑費	48,000		48,000
備品費	170,000	0	170,000
施設等評価費用	0		0
減価償却費	153,000		153,000
その他経費計	3,471,000	0	3,471,000
事業費計	3,731,000	0	3,731,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0

(2) その他経費			
施設・会議費	0		0
旅費交通費	0		0
事務用品費	0		0
通信費	0		0
水道・光熱費	0		0
支払手数料	20,000		20,000
雑費	5,000		5,000
減価償却費	0		0
その他経費計	25,000	0	25,000
管理費計	25,000	0	25,000
経常費用計	3,756,000	0	3,756,000
当期経常増減額	△ 98,000	0	△ 98,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 98,000	0	△ 98,000
前期繰越正味財産額			932,000
次期繰越正味財産額			834,000